

群馬大学多職種人材育成のための医療安全教育センター教育関係共同利用拠点
運営委員会規程

令和 5.10.20 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学多職種人材育成のための医療安全教育センター設置規程第10条第2項の規定に基づき、群馬大学多職種人材育成のための医療安全教育センター教育関係共同利用拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、教育関係共同利用拠点の運営、共同利用の計画、実施及び成果分析等に関する重要事項について審議する。

(組 織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 医学系研究科医療の質・安全学講座から選出された教員 1人

(3) 医学系研究科医学教育開発学講座から選出された教員 1人

(4) 保健学研究科から選出された教員 1人

(5) 医学部附属病院長

(6) 群馬大学以外の学識経験者のうちからセンター長が委嘱する者

(7) その他センター長が必要と認めた者 若干人

2 前項各号の委員のうち、群馬大学所属の教職員は、委員の総数の2分の1以下とする。

(任 期)

第4条 前条第6号の学外委員の任期は教育関係共同利用拠点に認定された期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(専門委員会)

第7条 運営委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第8条 運営委員会の事務は、学務部教務課の協力を得て、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年10月20日から施行する。